

プロジェクト 収益認識

項目 本日の検討の概要

これまでの経緯

- 2018年3月30日に公表した企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)第80項及び第156項においては、収益認識会計基準が適用される時(2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首)まで(準備期間を含む。)に開示及び表示に関連する事項を検討している。
- これまでの収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会においては、次の事項についてご説明した。

企業会計基準委員会 又は専門委員会	内容
第94回收益認識専門委員会 (2019年3月19日開催)	(1) 収益認識会計基準が適用される時までに検討すべき事項 (2) IFRS第15号の開示規定 (3) Topic 606適用企業の開示例
第95回收益認識専門委員会 (2019年4月17日開催) 第407回企業会計基準委員会 (2019年4月25日開催)	(1) 注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方 (2) 注記事項の検討－開示目的及び重要性 (3) 収益認識会計基準等に係る表示に関する事項
第96回收益認識専門委員会 (2019年5月30日開催) 第410回企業会計基準委員会 (2019年6月13日開催)	(1) 注記事項の検討－開示目的 (2) 注記事項の検討－収益の分解情報 (3) 注記事項の検討－収益を理解するための基礎となる情報
第97回收益認識専門委員会 (2019年6月20日開催)	(1) 表示の検討－契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示 (2) 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失 (3) 表示の検討－契約負債と契約資産の純額表示の要否 (4) 表示の検討－収益認識会計基準等に係る表示

	<p>に関する設例</p> <p>(5) 注記事項の検討－契約残高(契約資産及び契約負債の残高等)に係る開示</p> <p>(6) 注記事項の検討－残存履行義務に配分した取引価格</p> <p>(7) 注記事項の検討－工事契約等に関する注記事項</p> <p>(8) 注記事項の検討－注記の記載の形式</p>
--	--

本日の検討事項

3. 本日の企業会計基準委員会では、次の論点について、ご審議いただくことを予定している。
 - (1) 表示の検討－契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示（審議事項(4)-2-1）
 - (2) 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失（審議事項(4)-2-2）
 - (3) 表示の検討－契約負債と契約資産の純額表示の要否（審議事項(4)-3-1）
 - (4) 表示の検討－収益認識会計基準等に係る表示に関する設例（審議事項(4)-3-2）
 - (5) 注記事項の検討－契約残高(契約資産及び契約負債の残高等)に係る開示（審議事項(4)-4）
 - (6) 注記事項の検討－残存履行義務に配分した取引価格（審議事項(4)-5）
 - (7) 注記事項の検討－工事契約等に関する注記事項（審議事項(4)-6）
 - (8) 注記事項の検討－注記の記載の形式（審議事項(4)-7）

4. 収益認識会計基準及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の修正案に関する文案は、審議事項(4)-1 参考資料1及び審議事項(4)-1 参考資料2においてお示ししている。文案には次の内容を含めている。
 - (1) これまでの収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた具体的な文案
 - (2) 本日の企業会計基準委員会で提案している内容

5. なお、聞かれた意見については、次の資料に記載している。
- (1) 第96回収益認識専門委員会（2019年5月30日開催）及び第410回企業会計基準委員会（2019年6月13日開催）で聞かれた意見並びに対応案（審議事項(4)-8）
 - (2) 第95回収益認識専門委員会（2019年4月17日開催）で聞かれた意見のうち、契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示に関するもの（審議事項(4)-2に含む。）
 - (3) 第97回収益認識専門委員会（2019年6月20日開催）で聞かれた意見（審議事項(4)-9）

以 上

別紙 検討項目一覧

6. 収益認識会計基準の適用日までに検討する予定の項目は次のとおりである。本日審議する予定の項目はオレンジでハイライトしている。また、審議が終了した項目は、グレーでハイライトしている。

No.	検討項目及び論点
【検討項目 1】表示	
1-1-1	収益の表示科目
1-1-2	顧客との契約から認識した収益の開示（113(a)）
1-2	収益と金融要素の影響
1-3-1	契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示
1-3-2	顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失（113(b)）
1-3-3	契約資産と契約負債の純額処理
【検討項目 2】注記事項（総論）	
2-1	全体の方向性
2-2	重要性の指針の方向性及び構成
【検討項目 3】注記事項（個別案件）	
3-1	分解情報、基礎となる情報（文案）
3-2	契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）
3-3	残存履行義務の開示
特定案件	
3-4	注記の記載場所
3-5	契約コストの定め
3-6	代替的な取扱いの定め
3-7	実務上の便法の取扱い
3-8	工事契約等に関する注記事項
3-9	注記の形式（注記の記載方法、他の基準に従って情報を提供している場合の取扱い）
個別財務諸表及び四半期財務諸表の取扱い	
3-10	個別財務諸表の取扱い
3-11	四半期財務諸表の取扱い
【検討項目 4】設例	
4-1	表示の設例
4-2	開示の設例
【検討項目 5】経過措置	
5-1	経過措置、適用日

No.	検討項目及び論点
5-2	コメント募集期間
【検討項目 6】 別途の対応	
6-1	● 該当ある場合

以 上